

## ・第3編

# 地震対策編

## ◆第1章 地震災害予防計画

〈地震対策編の記述について〉

突発的な地震による災害には、建物倒壊、地すべり、がけ崩れ、土石流、洪水さらには火災の多発などが考えられる。これらの災害は、「一般対策編」で記述した風水害や火災等とは発生要因が異なるものの、災害対策上とるべき施策は体系的、内容的に見ておおむね同様である。

そこで、「地震対策編」では、実施すべき対策とその基本的な方針について記述したうえで、具体的な施策については特に「地震対策編」独自の施策を除き、「一般対策編」の各施策を準用している。

## 第1節 防災思想の普及

地震被害を最小限にとどめるためには、災害初期の各個人、家庭、地域での活動が大きなポイントで、市民一人ひとりが、「自らの命は自ら守る」との基本理念と正しい防災知識を身につけると同時に、住民の生活単位や学校、職場等に着眼し、それぞれに最も適した効果的な方法により、防災知識の普及に努め、防災意識の高揚を図る。

### 1 震災時の行動マニュアルの作成・配布

地域住民の地震発生直後から時間を追った、具体的な行動マニュアルを作成し、住民に配布する。

### 2 防災教育

一般対策編第1章第1節「防災思想の普及」に準ずる。

## 第2節 自主防災組織の育成と強化

大地震発生の場合、防災関係機関の活動の遅延・阻害が予想され、「自分達の地域は自分達で守る」という地域の人々のコミュニティ連帯意識に基づく、防災活動が不可欠である。このため、自主防災組織の重要性についての認識を広め、その育成強化を図る。

具体的な計画については、一般対策編第1章第2節「自主防災組織の育成と強化」に準ずる。

## 第3節 ボランティア活動の環境整備

わが国においては、日常生活の中で未だボランティア精神、ボランティア活動が根付いているとは言いがたいが、阪神・淡路大震災に芽吹いたボランティアの芽をうまく醸成していくことが必要である。ボランティアは個人での活動や団体での活動、またその活動内容も多種多様であり、いかに効率的に機能させるかが問題で、このためボランティアの登録・養成を行い、数の確保と質の向上を図るとともに、活動の調整機能を整備し、迅速・円滑な活動を担保する。

具体的な施策については、一般対策編第1章第3節「ボランティア活動の環境整備」に準ずる。

## 第4節 防災体制の確立

地震は前ぶれもなく不意に発生し、被害が同時にかつ広域的に多発することから、即座に対応できる組織を整備する。また、交通・通信網の途絶、職員自身の被災等を考慮した防災活動が相互に有機的な体制の確立を図る。

災害対策本部の運営体制の整備等、市の防災組織、体制の整備については、一般対策編第1章第4節「防災体制の確立」に準ずる。

## 第5節 広域応援体制の整備

大規模災害にあつては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定されることから、他地域からの応援が必要である。したがって被災地においては、混乱により応援についての十分な事務処理ができない場合があるので、事前にこれを想定し、きめ細かい取り決めをした広域の応援体制を多重的に整備する。また、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時に向けてコミュニケーションをとっておくこと等により「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものとするよう努めるものとする。

市の広域応援体制については、一般対策編第1章第5節「広域応援体制の整備」に準ずる。

## 第6節 情報体制の確立

大規模地震発生直後は、通信機器の損傷、輻輳等により、情報の断絶・混乱は必至である。情報の収集・伝達の遅れは、応急対策活動の遅れにつながるものであり、また被災者のニーズにあった対策を講ずるうえからも、迅速性を重視した情報の収集・伝達体制の確立を図るとともに、バックアップ機能（情報通信体制の多重化）の整備を行う。

市における防災通信網の確保・整備については、一般対策編第1章第6節「防災通信設備等の整備」に準ずる。

## 第7節 医療救護体制の整備

大規模震災により多数の傷病者の発生が予想され、また医療機関の機能停止・混乱も予測されるので、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の確保、被害軽減を図る体制整備が必要である。このため、災害医療救護についての組織・体制の整備を図るとともに、医療機関情報の早期把握に努める。

具体的な施策については、一般対策編第1章第7節「医療救護体制の整備」に準ずる。

## 第8節 緊急輸送網の整備

大規模震災時には、道路・橋梁等の損壊、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障を生じる場合が多い。災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、そのルートの確保が重要で、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図る。

### 1 緊急輸送道路の指定

県は、緊急輸送道路を、次のとおり指定している。

(1) 緊急輸送道路は、地震発生後の緊急輸送の確保の観点から広域的な役割を果たすもの、地区内の災害応急対策の輸送を果たすもの等、その役割から次のとおり区分してネットワークを構築する。

ア 第1次緊急輸送道路…県庁所在地及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

イ 第2次緊急輸送道路…第1次緊急輸送道路と知事が指定する地域防災拠点を相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

ウ 第3次緊急輸送道路…第1次・第2次緊急輸送道路と知事が指定する地区防災拠点を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路

※地域防災拠点

- ・市町村役場・市町村役場支所・県土木事務所・指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
- ・自衛隊の庁舎、事務所・緊急物資の備蓄地点・広域救護病院・一時集積配分拠点
- ・その他知事が指定するもの

※地区防災拠点：次のうち知事が指定するもの

- ・広域避難地
- ・その他知事が指定するもの

(2) 緊急輸送道路の管理者は、社会資本整備重点計画等に基づき、その整備を図る。

### 2 市における措置

本市においては災害により道路が寸断される可能性もあり、今後は各振興事務所との連携を取り、河川敷道路、広域農道等を含め、道路種別に関係なく、緊急輸送道路を確保するネットワークを構築する。

### 3 ヘリコプター緊急離着陸場の指定

一般対策編第1章第8節「緊急離着陸場等の整備」に準ずる。

## 第9節 地震防災訓練の実施

市、防災関係機関等により種々の災害対策が講じられているが、これらに実効性を持たせるには、日ごろからの訓練により防災に関する知識・技能の修得を図ることが必要で、地震の規模や被害の想定を明確にした、より実践的な訓練を実施することにより、防災活動の円滑な実施を期する。

具体的な訓練の内容等については、一般対策編第1章第9節「防災訓練の実施」に準ずる。

### 1 総合防災訓練

#### (1) 直下型大規模地震を想定した訓練

市は、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の協力のもとに直下型大規模地震及び南海トラフ地震等を想定した総合防災訓練を実施する。

### 2 その他の地震防災訓練

#### (1) 市、防災関係機関

市及び防災関係機関は、地震防災のための訓練を適宜、繰り返し行う。

##### ア 通信連絡訓練

有事の際における情報の収集伝達方法、通信設備の応急復旧等についての訓練を実施する。

##### イ 動員訓練

初動体制を確保するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

##### ウ 図上訓練

的確なとっさの対応を確保するため、多様な想定による図上訓練を実施する。

#### (2) 自主防災組織等

地域住民、施設、事業所等は、それぞれの自主防災組織の訓練計画を定め、市の総合防災訓練等に参加するとともに、自主的な訓練に努める。

## 第10節 避難対策

大地震の発生時には、二次災害のおそれのある区域の住民等は、速やかに安全な場所に避難することが何よりも大切であり、また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測される。

このために、安全・迅速な避難の方策を講ずるとともに、質的にも量的にも整備された避難所を確保しておく必要がある。

また、避難路の安全を確保し、避難誘導體制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

具体的な施策については、一般対策編第1章第11節「避難対策」に準ずる。

## 第11節 食料、飲料水、生活必需品の確保

公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、調達先の被災、輸送の遅れ等で被災直後の需用が賄えないことが予想され、個人、地域での備蓄や広域応援が必要である。また被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なるものであり、それぞれに適合する物資の確保が必要である。

このため、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料・物品等の確保を図る。

具体的な施策については、一般対策編第1章第12節「災害対策物資備蓄等の計画」に準ずる。

## 第12節 防災資機材の確保

現在の消防、警察、自衛隊等の装備では効率的な応急対策活動ができないことが予想されるため、防災資機材の確保を図る必要があり、また、自主防災組織等地域住民による活動も重要であることから、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災資機材の充実強化を促進するとともに、地域における資機材の整備を進め、地域防災力を高める。

具体的な施策については、一般対策編第1章第12節「災害対策物資備蓄等の計画」に準ずる。

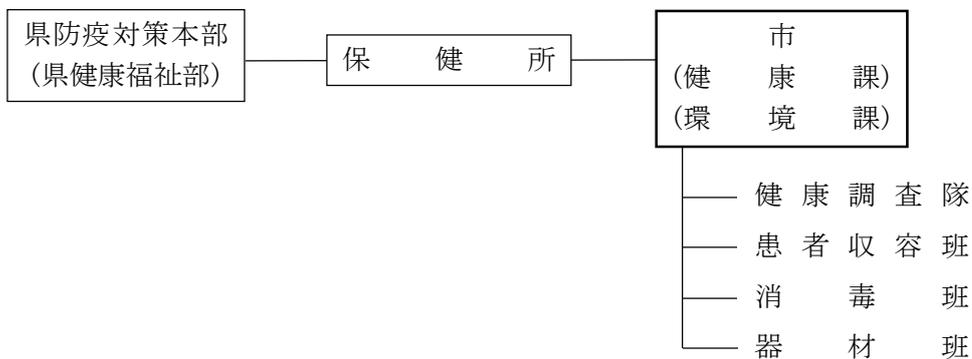
## 第13節 防疫予防対策

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力・抵抗力の低下等により、感染症等が発生し、蔓延する危険性が高く、防疫活動の重要性が極めて高い。このため、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

### 1 防疫体制の確立

市は、地震災害時における防疫体制の確立を図る。

地震災害時における防疫体制



### 2 防疫用薬剤等の備蓄等

市は、防疫用薬剤及び資機材について、備蓄を行うとともに調達計画の確立を図る。

### 3 感染症患者等に対する医療体制の確立

市は、地震発生による感染症患者又は保菌者の発生が予測されることから、市内の医療機関等の把握と患者又は保菌者等の把握及び医療体制の確立を図る。

## 第14節 要配慮者の安全確保

高齢者、障がい者、外国人、観光客、乳幼児、妊婦等のいわゆる要配慮者は身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、また避難生活においても不自由を強いられることから、各種の災害対策においてきめ細かな配慮が必要である。このため、関係団体、住民等の連携による要配慮者支援体制を確立するとともに、要配慮者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を整備する。

具体的な施策については、一般対策編第1章第13節「要配慮者・避難行動要支援者の安全確保」に準ずる。

## 第15節 まちの不燃化・耐震化

阪神・淡路大震災では、木造家屋のみならず比較的安全とされていた堅牢建築物までもが倒壊している。また、地震に伴い二次災害としての延焼火災も各地で発生し、建築物の耐震化・不燃化の推進、公園の整備等による防災空間の確保、市街地の整備等を推進する必要がある、想定を超える災害が発生した場合、生命の安全の確保を第一としつつ、被害を一定のレベルに食い止められるような「地震に強いまちづくり」を目指す。

### 1 建築物の防災対策

#### (1) 防災上重要な建築物の耐震性確保

市は、大規模な地震発生時に、応急対策活動の拠点となる次の市有施設を防災上重要建築物として指定し、耐震化対策を推進する。

また、防災上重要建築物のライフライン系統の不測の事態に備え、水、電力等の確保に努める。

防災上重要建築物の指定

- ア 各支庁舎……………災害対策本部・支部
- イ 病院等の医療施設・保健施設……………医療救護活動拠点
- ウ 上下水道施設……………応急活動拠点
- エ 避難所……………避難者収容施設
- オ 社会福祉施設……………要介護施設

#### (2) 一般建築物の耐震性強化

ア 建築基準法に基づく建築物等の規制による推進建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法に適合するよう、県では建築確認審査業務をとおした指導を行っており、市でもそれに協力する。

#### イ 耐震化に関する住民相談の実施

住民からの建築物の耐震化に関する相談に対し、県では「耐震相談窓口」を開設している。市では、この窓口を活用し、耐震診断及び耐震補強に関する技術指導、啓発等に努める。

#### ウ 耐震性に関する知識の普及

耐震工法、耐震補強などについての資料を配布し、建築物の耐震性の強化に関する知識の普及に努める。

#### エ 木造住宅等の耐震性確保

市及び県の耐震診断及び耐震補強工事の補助制度を活用できるよう、広報等において周知・啓発に努め、木造住宅等の耐震化を促進する。

#### (3) 被災した建築物・宅地の危険度判定体制の整備

市は、県と協力し地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が、地震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアルに基づき平常時から事前に準備しておくよう努めるものとする。

ア 危険度判定活動の普及啓発

市は、県に協力し判定士の養成に努め、危険度判定活動の普及啓発を行うものとする。

イ 震前判定計画、震前支援計画の作成

市は、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、予め震前計画を作成するものとする。

(4) ブロック塀（石塀を含む）の倒壊防止対策

ア 住民に対し、ブロック塀の作り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

イ ブロック塀を設置している住民に対して、日ごろから点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励し、特に倒壊の危険のあるブロック塀の除却を進めていくものとする。

(5) 建築物不燃化の促進

建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、簡易耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進する。

ア 建築物用途の混在の防止、容積率や建ぺい率の規制等用途地域制による規制によって、都市の過密化を防止し、防災性の向上強化を図る。

イ 建築物が密集した火災危険度の高い防火地域、準防火地域については、さらに耐火建築の促進の強化を図る。

2 道路、河川施設等の防災対策

(1) 道路施設の整備

地震発生後の緊急輸送の確保等の観点から、道路、橋りょう等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等の推進を図る。

ア 道路の整備

道路防災総点検に基づき、緊急的に対策が必要とされる箇所について、順次対策を実施する。

また、電気、電話、ガス、水道のライフラインの安全性・信頼性を高めるために電線共同溝等の整備を図る。

さらに、市街地においては、消防活動が困難である区域の解消あるいは道路空間が有する延焼遮断機能についても考慮し、新設改良計画を立てる。

イ 橋りょうの整備

道路防災総点検に基づく「道路橋示方書」「既設道路橋の耐震補強に関する参考資料」により緊急性の高い橋りょうについて順次耐震補強を実施する。

(2) 河川管理施設の整備

安全と利用の両面から河川管理施設の整備を推進する。

ア 河川管理施設の安全性の確保

地震災害時における樋門、排水機等の施設の被害を防止するため、それぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な箇所を指定し、整備を図る。

イ 河川空間の整備

河川の防災・避難空間としての機能を踏まえ、地震災害時の防災・避難場所としての一時的活用を図る。

ウ 消防水利の強化

河川水利用の消火活動に資するため、必要に応じて河川堤防や川岸から水辺へのアプローチの改善を図る。(坂路や階段の設置、緩傾斜護岸の採用等)

また、水道管等の被災による消防水利の不足に備えるため、用水路等の活用を図る。

エ 河川管理施設等の整備拡充

万一の災害及び決壊の事態が生じた場合、人家や公共施設に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、緊急に備えて、管理施設(観測施設)等の整備拡充を図る。

## 第16節 火災防止対策

地震が発生した場合、最も恐ろしいのは火災であり、多くの場合、火災は同時多発し、時間、季節、風向等によっては大火災となる可能性がある。このため、消防水利の損壊、応援隊相互の通信混乱等予期せぬ事態を踏まえ、効果的・機能的な消火活動ができる体制を整備する必要がある。火災防止体制を万全のものとするため、火災予防の指導強化、初期消火体制の確立及び消防力の増強等を図る。

具体的な施策については、一般対策編第1章第16節「火災予防計画」に準ずる。

## 第17節 危険物等の災害予防対策

地震が発生した場合、危険物等により、失火、爆発、有毒ガスの発生等人命に著しく危険を及ぼすおそれがあり、災害の発生・拡大防止のための平素からの対策が重要である。

市、その他関係機関は、危険物の保安体制の確立について施設、事業所等を指導し、災害の未然防止に努める。

具体的な施策については、一般対策編第1章第18節「危険物等保安計画」に準ずる。

## 第18節 災害危険区域の防災事業の推進

大規模な地震が発生した場合、がけ崩れ、山崩れの危険性をかかえている地域においては、一瞬にして多くの人命を失い、また広範囲に人命が危険にさらされる恐れがあり、防災事業の推進が必要である。市は、災害危険区域を把握し、関係機関及び地域住民に周知徹底するとともに、緊急度の高い区域から防災事業の推進及び指導を図る。

具体的な施策については、一般対策編第1章第15節「災害危険地域の予防対策」に準ずる。

## 第19節 ライフライン対策

電気、ガス、上・下水道等のライフラインはまさに生命線であり、その寸断は都市生活の基本的な部分での麻痺を生ずることとなる。ライフラインの寸断は二次災害の発生、応急対策の遅延にもつながるなど、その影響は極めて広範に及ぶものであり、その対策は万全でなければならぬ。このため、施設の耐震性の確保に努めるとともに、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保を図る。

### 1 水道施設

具体的な施策については、一般対策編第1章第19節「ライフライン対策」に準ずるほか、震災時における水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備等を行う。

#### (1) 浄水場施設等の耐震化等

ア 取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化

イ 緊急時給水拠点としての配水池・調整池の整備推進（貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁等を設置）

#### (2) 管路施設の整備

導・送・配水管路の耐震性の強化（老朽管の敷設替え、耐震性の高い管の採用）

#### (3) 電力設備の確保（水道施設用電力の停電に配慮した受電方式の採用及び受電設備（自家発電設備を含む。）の整備）

### 2 下水道施設

具体的な施策については、一般対策編第1章第19節「ライフライン対策」に準ずるほか、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たり、立地条件に応じ、地震に対して次の対策を実施する。

(1) ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震計算を行い、その他の施設については地震被害を想定し、施設の複数化、施設の確保等で機能の確保を図り、また、補修の容易な構造とし、復旧対策に重点をおいて整備を図る。

(2) ポンプ場及び処理場では、地震時においても最小限の排水機能が確保されるよう整備を図る。また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう努める。

(3) 地震被害の程度によって排水機能に支障をきたす場合があるので、緊急用として管きよ及び処理場にバイパス等の整備を図る。

(4) ポンプ場及び処理場内での各種薬品類、重油及びガス等の燃料用設備の設置に当たっては、地震による漏えい、その他二次災害が発生しないよう整備を図る。

(5) 施設の維持管理においては、点検などによる危険箇所の発見と改善を行い施設の機能保持を図る。

### 3 電気施設

電力会社（中部電力(株)、北陸電力(株)）は、地震時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の予防対策を実施する。

(1) 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例を参考とした各施設の耐震性の確保を図る。

(2) 防災資機材及び緊急用資材の整備及び要員の確保

(3) 道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等の推進

#### 4 鉄道施設

鉄道事業者は、地震時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を実施する。

(1) 施設、設備の耐震性の確保

耐震性を考慮した線区防災強化を促進し、耐震構造への改良を促進するとともに、地震時における要注意構造物の点検を実施する。

(2) 地震計の設置

地震計を設置することにより、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

(3) 地震列車防護装置等の整備

一定以上の震度を感知した場合、列車を自動的に、又は信号等を発することにより停止させる耐震列車防護装置、落石警報装置、列車指令装置等の整備増強を図る。

(4) 防災資機材の整備点検及び要員の確保

#### 5 電話（通信）施設

電気通信事業者（西日本電信電話（株））は、地震時に電気通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の混乱を防止するため、次の予防対策を実施する。

(1) 災害対策機器の配備

ア 衛星用可搬形陸上無線機

イ ポータブル衛星通信搭載車

ウ 可搬無線機

エ 可搬形小容量デジタル無線機

オ 非常用可搬形遠隔収容装置（R T - B O X）

カ 移動電源車

キ 可搬形整流器

ク 可搬形発動発電機

ケ 応急ケーブル、特殊車両、防災用機材等

(2) 重要通信の確保

ア 災害時優先電話の確保

イ 通信のそ通が困難となったとき、状況に応じ一般加入者等の使用を適宜制限する措置をとるものとする。

ウ 災害用伝言ダイヤル「171」の開設